

## 測量CPD「協議会公認講師」の資格に係る基準

測量CPD学習プログラムの円滑な遂行を図るため、「測量CPD」の講師は、測量に関する一定水準以上の技術の知識・経験が必要である。

このため、下記の測量CPD「協議会公認講師」の資格基準により、技術講習会講師の技術水準の確保を図るものである。

当該講師の名称は「協議会公認講師」として、委嘱は主催する構成団体の長が行う。

なお、講師に不適切な行為等があった場合には、「協議会公認講師」を取り消すものとする。

### 記

協議会公認講師は、次の各項の一つ以上を満たしている者とする。

1. 測量士の有資格者で、資格取得後5年以上の経験を有する者
2. 測量に関し、15年以上の経験を有する者
3. 学校教育の場において測量に関する教員資格を有する者
4. 新技術等の知識を修得している者
5. 測量関係の関連法規に関する知識を有する者
6. 運営部会の推薦を経て各構成団体の長が特に認めた者

以上